報告第2号

専決処分の報告(令和3年度読谷補助飛行場跡地「大木地区」崖地対策工事(2工区)請負契約の変更)について

令和3年6月15日議案第25号で議決された令和3年度読谷補助飛行場跡地「大木地区」崖地対策工事(2工区)請負契約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月2日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實







建設工事請負変更契約書

令和 3年 6月 15日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

- 1. 工 事 名 令和3年度読谷補助飛行場跡地「大木地区」崖地対策工事(2 工区)
- 2. 工事場所 読谷村字大木地内
- 3. 工 期 自 令和 3年 6月 16日 至 令和 4年 3月 15日
- 4. 原契約額に対する変更増額 ¥3,934,700-(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥357,700-)
- 5. 変更後の請負代金額 ¥151,334,700-(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥13,757,700-)
- 6. 契約保証金 免 除
- 7. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書3通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 4年 2月10日

発注 者 読谷村長 石嶺 傳電 長

受 注 者 (有) AU企画·大武建設(株)特定建設工事共同企業体

代 表 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆507番地

商号又は名称 有限会社AU企画

氏 名 代表取締役 上地 篤男

構成員住所納縄県中頭郡読谷村字高志保328番地

商号又は名称 大武建設株式会社

氏 名 代表取締役 大城 武則

読谷補助飛行場跡地「大木地区」整備事業





